

令和7年度

西可見中学校PTA総会

総会要項

令和7年度 スローガン

共に学び 支え合い 未来へ一歩ずつ進もう

～ひとりじゃない ひとりだち～



可見市立西可見中学校PTA

西可児中学校 PTA組織

本部役員会

会長(1名)・副会長(2名)・書記(1名)・会計(2名)

※副会長:2名(内1名は市P子育て委員会に参加
もう1名は家庭教育学級長)

※会計:2名のうち1名は教職員

事務局(教頭)

(会計監査…地区長会 委員長)

代議員会

本部役員
各地区長
各委員長・副委員長

地区委員

地区長会(7地区)

【塩河・清水ヶ丘】 【愛岐ヶ丘】

【塩・坂戸・谷迫間・坂戸台・日本ランド・春美ヶ丘・つつじヶ丘】

【光陽台】

【矢戸・横市・美里ヶ丘・長洞・室原】 【長坂・古瀬・美濃田】

【若葉台】

安全・生活委員会

安全委員長・生活委員長

安全副委員長

生活副委員長

委員

専門委員会

令和6年度 西可児中学校PTA専門委員会事業報告書

活動内容	本部役員会(5名)	代議員会(15名)	地区長会(7名)	生活委員会(9名)	環境委員会(26名)	広報委員会(7名)
	事業の計画 円滑な推進 会員相互の協力促進	規約第17条による任務の遂行(総会にかわる決議機関)	地域への相互理解 役員の選出 地域との連絡役	校外補導 登下校の指導 通学路の点検	学校及び学習環境の充実と整備	会員及び地域の相互理解のための広報活動
4月	入学式・始業式 8日 第1回代議員会(含 本部役員会) 11日 PTA総会データ提案 25日	第1回代議員会 11日 PTA総会データ提案 25日	第1回代議員会(含 地区長会) 11日	春季特別巡回補導 第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日 委員会 日	委員会 10日 第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日	第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日 市広報誌づくり講習会(2?)名 27日
5月	協友祭 24日		地域活動	朝の立証① 1日 愛の一声運動 9日 朝の立証② 15日		
6月	県P定期大会(1)名 13日 市P研究大会(2)名 22日			朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日	環境委員会(長・副のみ) 12日 市少年の主張大会(2)名 15日 市P研究大会(11)名 22日	市少年の主張大会(7)名 15日
7月	夏休み巡回補導		地域夏祭り	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 4日 朝の立哨② 15日 夏季特別巡回補導	委員会 4日 夏休み巡回補導	
8月				夏休み巡回補導	PTA環境整備作業 17~26日 夏休み巡回補導	市広報担当者交流会 31日
9月	第2回代議員会(含 本部役員会) 5日 会計監査(学年会計) 日	第2回代議員会 5日	第2回代議員会(含 地区長会) 5日	朝の立証① 1日 第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日 朝の立哨② 15日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日
10月	R7PTA本部役員選考委員会 3日	R7PTA本部役員選考委員会 3日	R7PTA本部役員選考委員会 3日	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 3日 朝の立哨② 15日		
11月	県PTAフォーラム可茂地区大会(9日 R7年度PTA本部役員選考会 24日		R7年度PTA本部役員選考会 24日	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日	市青少年育成シンポジウム(10)名 23日	
12月	第3回代議員会(含 本部役員会) 12日	第3回代議員会 12日	第3回代議員会(含 地区長会) 12日	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 5日 第3回代議員会(長 or 副のみ) 12日 朝の立哨② 15日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 12日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 12日
1月	PTA役員新旧引継会 30日		PTA役員新旧引継会 30日	朝の立哨① 1日 朝の立哨② 15日 PTA役員新旧引継会 30日	PTA役員新旧引継会 30日	PTA役員新旧引継会 30日
2月	第4回代議員会(含 本部役員会) 13日	第4回代議員会 13日	第4回代議員会(含 地区長会) 13日	朝の立哨① 1日 愛の一声運動 6日 第4回代議員会(長 or 副のみ) 13日 朝の立哨② 15日	第4回代議員会(長 or 副のみ) 13日	広報誌発行② 日
3月	R7第0回代議員会(含 本部役員会) 13日 会計監査(学年会計) 日 卒業式 日 ※制服等リユース活動	R7第0回代議員会 13日	R7第0回代議員会(含 地区長会) 13日 会計監査(PTA会計) 日	朝の立哨① 1日 R7第0回代議員会(長 or 副のみ) 13日	R7第0回代議員会(長 or 副のみ) 13日	R7第0回代議員会(長 or 副のみ) 13日

令和6年度 西可児中学校 P T A 会計決算書

＜収入の部＞

項 目	令和6年度予算	令和6年度決算	増 減	備 考
P T A 会費	1,091,200	1,085,000	-6,200	3,100円×321名 (PTA加入者全員) 3,100円×29名 (教職員) 計350名分
前年度繰越金	206,262	206,262	0	
雑 収 入	0	291	291	預金利息291円
合 計	1,297,462	1,291,553	-5,909	

＜支出の部＞

項 目	令和6年度予算	令和6年度決算	増 減	備 考
運営費 小計	40,000	3,200	-36,800	
内 総会費	10,000	0	-10,000	総会冊子用紙代等
内 事務費	5,000	0	-5,000	
内 連絡協議費	0	0	0	
内 旅 費	25,000	3,200	-21,800	役員出張旅費
活動費 小計	121,000	53,900	-67,100	
内 生活委員会	0	0	0	
内 広報委員会	121,000	53,900	-67,100	広報紙印刷費
内 環境委員会	0	0	0	
内 家庭教育学級	0	0	0	
内 地区長会	0	0	0	
補助費 小計	760,000	576,813	-183,187	
内 行事補助費	200,000	186,440	-13,560	卒業記念品、入学式・卒業式花代等、警察祭会場費等
内 教育活動費	560,000	390,373	-169,627	特注マグネットシート、AED維持補助費等、グラウンド整備用レーキ等
総務費 小計	375,125	280,662	-94,463	
内 負担金	150,000	119,590	-30,410	P連負担金、学校保健会会費、教育会会費
内 図書費	160,000	145,072	-14,928	『わが子の歩み』購入費、生徒用図書費等
内 慶弔費	30,000	16,000	-14,000	御香料
内 会議費	0	0	0	
内 予備費	35,125	0	-35,125	
令和7年度への繰越金		376,978	-	
合 計	1,296,125	1,291,553	-4,572	

【残高の部】 (収入) (支出) (残高)
= 1,291,553 - 914,575 = 376,978

差引残高 376,978 円のうち、100,000円は「50周年基金」として、
残金 276,978 円を「次年度繰越金」として繰り越しさせていただきます。

上記の通り、報告いたします。

令和7年3月24日

P T A 会計

緋瀬康暢

監査の結果、適正であったことを認めます。

令和7年3月24日

会計監査委員

今井和則

令和7年度 西可児中学校PTA専門委員会事業計画 ※変更する場合がありますことをご了承ください。

活動内容	本部役員会(5名)	代議員会(15名)	地区長会(7名)	安全・生活委員会(31名)	
				安全(15名)	生活(16名)
事業の計画 円滑な推進 会員相互の協力促進		規約第17条による任務の遂行(総会にか わる決議機関)	地域への相互理解 役員の選出 地域との連絡役	校外補導 登下校の指導 通学路の点検	学校及び学習環境の充実と整備
4月	入学式・始業式 7日 第1回代議員会(含 本部役員会) 11日 PTA総会データ提案 24日 市内小中学校PTA研修会 26日	第1回代議員会 11日 PTA総会データ提案 24日	第1回代議員会(含 地区長会) 11日	春季特別巡回補導 委員会 10日 第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日	委員会 10日 第1回代議員会(長 or 副のみ) 11日
5月	協友祭 23日			朝の立証① 8日 愛の一声運動 8日 朝の立証② 15日	
6月	県P定期大会(1)名 12日			朝の立哨① 2日 朝の立哨② 18日	市少年の主張大会(2)名 14日 市PTAフォーラム(10名) 28日
7月	夏休み巡回補導			朝の立哨① 3日 愛の一声運動 3日 朝の立哨② 7日 夏季特別巡回補導	委員会 4日 夏休み巡回補導
8月	市PTA交流会(本部役員3名) 30日			夏休み巡回補導	PTA環境整備作業(8/16~8/25) 夏休み巡回補導
9月	第2回代議員会(含 本部役員会) 5日 会計監査(学年会計) 日	第2回代議員会 5日	第2回代議員会(含 地区長会) 5日	朝の立証① 1日 第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日 朝の立哨② 16日	第2回代議員会(長 or 副のみ) 5日
10月	R7PTA本部役員選考委員会 30日	R7PTA本部役員選考委員会 30日	R8PTA本部役員選考委員会 30日	朝の立哨① 9日 愛の一声運動 9日 委員会 9日 朝の立哨② 15日	委員会 9日
11月	響繁祭 19日 R8年度PTA本部役員選考会 23日	R8年度PTA本部役員選考会 23日	R8年度PTA本部役員選考会 23日	朝の立哨① 4日 朝の立哨② 17日	市青少年育成シンポジウム(10)名 15日
12月	第3回代議員会(含 本部役員会) 11日	第3回代議員会 11日	第3回代議員会(含 地区長会) 11日	朝の立哨① 4日 愛の一声運動 4日 第3回代議員会(長 or 副のみ) 11日 朝の立哨② 15日	第3回代議員会(長 or 副のみ) 11日
1月	PTA役員新旧引継会 29日	PTA役員新旧引継会 29日	PTA役員新旧引継会 29日	朝の立哨① 15日	PTA役員新旧引継会 29日
2月	第4回代議員会(含 本部役員会) 12日	第4回代議員会(含 本部役員会) 12日	第4回代議員会(含 本部役員会) 12日	朝の立哨① 5日 愛の一声運動 5日 第4回代議員会(含 本部役員会) 12日	第4回代議員会(含 本部役員会) 12日
3月	R8第0回代議員会(含 本部役員会) 12日 会計監査(学年会計) 日 卒業式 6日 ※制服等リユース活動	R8第0回代議員会 12日	R8第0回代議員会(含 地区長会) 12日 会計監査(PTA会計) 日	朝の立哨① 2日 R8第0回代議員会(長 or 副のみ) 12日	R8第0回代議員会(長 or 副のみ) 12日

令和7年度 西可児中学校 P T A会計予算（案）

＜収入の部＞

項 目	令和6年度決算	令和7年度予算	増 減	備 考
P T A会費	1,085,000	975,000	-110,000	250円×12ヶ月×296名（保護者会員） 250円×12ヶ月×29名（教職員）
前年度繰越金	206,262	276,978	70,716	
雑 収 入	291	0	-291	預金利息
合 計	1,291,553	1,251,978	-39,575	

＜支出の部＞

項 目	令和6年度決算	令和7年度予算	増 減	備 考
運営費 小計	3,200	15,000	11,800	
内 総会費	0	0	0	総会冊子用紙代等
内 事務費	0	5,000	5,000	A4保存ファイル、封筒等
内 連絡協議費	0	0	0	
内 旅 費	3,200	10,000	6,800	役員出張旅費
活動費 小計	53,900	12,000	-41,900	
内 生活委員会	0	12,000	12,000	交通安全旗
内 広報委員会	53,900	0	-53,900	広報紙印刷費
内 環境委員会	0	0	0	
内 家庭教育学級	0	0	0	
内 地区長会	0	0	0	
補助費 小計	576,813	760,000	183,187	
内 行事補助費	186,440	200,000	13,560	卒業記念品、入学式・卒業式花代等
内 教育活動費	390,373	560,000	169,627	A E D維持補助費、資源回収補助金、音楽会会場費等
総務費 小計	380,662	464,978	84,316	
内 負担金	119,590	150,000	30,410	P 連負担金、学校保健会会費、教育会会費
内 図書費	145,072	160,000	14,928	『わが子の歩み』購入費、生徒用図書費等
内 慶弔費	16,000	30,000	14,000	御香料、供花代、お見舞い代
内 会議費	0	0	0	
内 予備費	100,000	124,978	0	周年基金100,000円
令和7年度への繰越金	276,978		-	
合 計	1,291,553	1,251,978	-39,575	

2025/4/23 現在 可児市立西可児中学校

4 月				5 月				6 月				7 月				8 月				9 月				10 月				11 月				12 月				1 月				2 月				3 月										
日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費	日	曜	生徒・職員関係	PTA・会費											
1	火		木					日				1	火	A1通		金		いじめ防止専門委員会②		月		期末テスト		1	水			土				月		A1通 3年生三者懇談 1,2年生二者懇談		1	木	元日		日				1										
2	水		金			いじめ防止訓練(夜)		月		A2通 交通安全教室 (夜)		2	水			土				火		B通		2	木			日		可児地区高校1日入 2年修学旅行		火		3年生三者懇談 1,2年生二者懇談		2	金			月		A1通 いじめ防止専門委員会②		月		A2通		2						
3	木		土			書法記念会		火		中体連総会		3	木	愛の一声運動		日		中体連東海大会 (～8月10日)		水				3	金	2年修学旅行		月		文化の日		水		3年生三者懇談 1,2年生二者懇談		3	土			火				火		3								
4	金		日			みどりの日		水		内科検診(Dr. 柳 沼)PM		4	金			月		日直を量かない日		木				4	土			火		B通 1,2年実力テスト②		木		愛の一声運動		4	日			水				水		4								
5	土		入学式準備(午前)			月 こどもの日		木		① 1,2年実力テスト②		5	土			火		日直を量かない日		金		PTA代議員 会②		5	日			水		Q-U研修② 命を守る訓練②		金				5	月			木		愛の一声運動		木		5								
6	日		火			振替休日		金		教育相談期間 (二者懇談)		6	日			水		日直を量かない日		土				6	月			木		太田小公費金		土				6	火			金		学校公開日		金		卒業証書授与 式?		6						
7	月		入学式・授業 特別週			水		土		A1通 3年実力テスト①		7	月	A2通		木		日直を量かない日		日				7	火			金				日		B通 授業開始日		土				7	水			土			7							
8	火		入学式予備日			木		日		愛の一声運動		8	火			金		日直を量かない日		月		A1通 教職リサーチ開始		8	水			土				月		A2通 いじめ防止専門委員会②		8	木	3年生期末テスト		日				8	木			日		8				
9	水		身体測定 1年→3年→2年			金		月		体力テスト		9	水			土				火				9	木	愛の一声運動		日				火				9	金			月		A2通		月		A1通 希望三者懇談		9						
10	木					土		火		教育相談期間 (二者懇談)		10	木			日				水				10	金			月		A1通		水				10	土			火		命を守る訓練②		火		希望三者懇談		10						
11	金		PTA代議員 会①			日		水		教育相談期間 (二者懇談) 事前研修の日		11	金			月		山の日		木				11	土			火		希望小運動 会		木				11	日			水		産道記念の日		水		希望三者懇談		11						
12	土					月		木		A2通 教育相談期間 (二者懇談)		12	土			火		日直を量かない日		金		教職リサーチ終了		12	日			水				金		事前研の日		金				12	月	成人の日		木		1,2年生期末テ スト		木		希望三者懇談		新PTA代 議員会②		12
13	日		火			担任者・講師事務 所研修(本校会 場)		金				13	日			水		日直を量かない日		土				13	月			木				土				13	火		B通 命の日		金				金		希望三者懇談		13					
14	月	B通	水			内科検診(Dr. 渡野)1 GUアンケート①		土		少年の主張 可児市大会		14	月	B通 情報モラル		木		日直を量かない日		日				14	火	B通 後期治療式 全学年三者懇談		金				土				14	水			土				土			14							
15	火		木			歯科検診1年、2 年、A組		日				15	火			金		日直を量かない日		月		敬老の日		15	水	全学年三者懇談		土				可児市青少年育成シン ポジウム		月		B通		15	木	ひとしだちを考え る日		日				日		15						
16	水		内科検診(Dr. 渡 野)3年、A組 高血圧・糖尿病 状況調査(血・尿・ 糖)			金		月		A1通 いじめ防止専門委員会 ①交通安全教室(夜)		16	水			土				火		B通		16	木	全学年三者懇談		日				火		3年実力テスト①		16	金			月		B通		月		A2通		16						
17	木		土					火				17	木			日				水		修学旅行		17	金	全学年三者懇談		月		A2通 校内実質向上研 究・警察協働講座		水		可児の学校公費金		17	土	特別支援学級作 品展・小中典所展		火				火			17							
18	金		日					水		歯科検診(AH・D・補材) 内科検診(Dr. 柳沼) PM		18	金	授業終了日		月				木		修学旅行 統整研修(1年)		18	土			火		雨降子小運動 会		木				18	日			水		第2回学校保健安 全委員会		水			18							
19	土		月			B通 職員GU研修①		木				19	土			火				金		修学旅行		19	日			水		警察祭 (学校公開日)		金				19	月	A2通		木				木			19							
20	日		火					金				20	日			水				土				20	月	A1通 全学年三者懇談		木				土				20	火	市教研②		金				金		零分の日		20						
21	月	B通	水			心電図検査(1年)		土		中体連夏季総合 大会(～7月22 日)		21	月	海の日		木				日				21	火			金		教職プラクティス 終了		日				21	水			土				土			21							
22	火	NRT検査 運動指導士開校式	木			協友祭前日準備		日				22	火	三者懇談		金				月		A2通		22	水	3年実力テスト①		土				月		A1通		22	木			日				22										
23	水	命を守る訓練①	金			協友祭 (学校公開日)		月		A2通		23	水	三者懇談 1,2年生三者懇談 委員会		土				火		秋分の日		23	木			日		勤労感謝の日		火		次年度PTA 本部役員決 め		23	金			月		天皇誕生日		月		B通		23						
24	木	学校公開日 PTA総会(書部)	土					火		中教研①		24	木	三者懇談		日				水				24	金			月		振替休日		水				24	土			可児市小中典所 展 特文作品展 可児市小中典所 展 特文作品展		火		A1通		火			24					
25	金	原研室(一次)	日					水		教育委員会訪問・学校 施設管理訪問PM		25	金	三者懇談		月				木				25	土			火		B通		木				25	日			水				水			25							
26	土		PTA研修会			月		木		A1通 情報モラル訓練		26	土			火				金				26	日			水		市教研②		金		授業終了日		26	月		B通		木			木		修了式・離任式		26						
27	日		火			協友祭予備日		金				27	日			水				土				27	月	A2通・教職プラ クティス開始		木				土		日直を量かない日		27	火			金				金			27							
28	月		水					土				28	月	三者懇談		木				日				28	火			金				土				28	水			土				土			28							
29	火	敬老の日	木			歯科検診3年、2年		日				29	火			金		A1通 授業開始日		月		A1通		29	水	GUアンケート②		土				月				29	木			PTA新役員 会					日			29						
30	水	A1通 教研分科会web	金			原研室(予備) 情報モラル訓練 (夜)		月		A1通		30	水			土				PTA交流会				30	木	特文チャレンジ研 修		日				火		日直を量かない日		30	金			入学説明会					月			30						
31			土									31	木			日							31	金								水		日直を量かない日		31	土						火			31								

西可児中学校PTA規約

(第1章 名称)

第1条 本会は、西可児中学校PTAと称し、事務局を西可児中学校に置く。

(第2章 目的)

第2条 本会は、次の諸項を目的とする。

1. 学校と家庭が緊密に協力し、相互の理解を深める。
2. 生徒の福祉増進と心身の健全な育成を期することに努める。
3. 学校・家庭及び社会における生徒の教育環境の充実と改善に努める。
4. 保護者と教職員が生徒の幸福のため、お互いに研修に努める。
旅費規程はこれを別に定める。
5. 会員相互の親睦を図り、慶弔に際してはその意を表す。
慶弔規程はこれを別に定める。

(第3章 方針)

第3条 本会は、次の諸項を方針とする。

1. 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 生徒青少年の福祉増進のための活動をする他の団体機関と協力する。
3. 特定の政党宗教に偏することなく、また営利行為は一切行わない。
4. 本会はいかなる場合も教育行政に干渉しない。
5. 本会は自主的なものであって、他のいかなる団体機関の支配や干渉を受けない。

(第4章 会員)

第4条 本会の会員は、次の通りである。

1. 正会員 (1) 学校に在籍する生徒の保護者
(2) 学校に勤務する教職員
2. 特別会員 正会員以外で本会の趣旨に賛同する人

(第5章 会計)

第5条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・その他の収入によって充当する。

第6条 会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合には、代議員会で決定し総会の承認を得なければならない。

第7条 会費は、1か月250円（年間3000円）とする。
残金の一部を周年基金にあてる。

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(第6章 役員)

第9条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会 長 1名（保護者より1名）
2. 副会長 2名（保護者より2名、うち1名は市子育て委員会に参加
もう1名は家庭教育学級長を兼任する）
3. 書 記 1名（保護者より1名）
4. 会 計 2名（保護者より1名、教職員より1名）
5. 会計監査 1名（地区長会 委員長）
6. 事務局 1名（教頭）

役員の任期は1年とする。但し再選は差し支えない。

第10条 会長、副会長、書記、会計、事務局をもって本部役員会を構成する。

第11条 役員の選出は、次の通りとする。

1. 会長は正会員の中より選出し、代議員会において決定し、総会で承認を受ける。
2. 副会長は正会員の中より2名、うち女性1名を選出し、代議員会において決定し、総会で承認を受ける。1名は総会の司会を務める。
3. 書記、会計は正会員の中より選出し、代議員会において決定し、総会で承認を受ける。会計は学年会計監査を務める。
4. 会計監査は代議員会において決定し、総会で承認を受ける。

(第7章 役員の任務)

第12条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し各種の会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。副会長のうち1名は市母親委員会に出席する。
3. 書記は本会の議事を記録・保管する。
4. 会計は本会の一切の会計事務を司る。

5. 会計監査はその年度の会計を監査しその結果を紙面にて総会で報告する。
6. 本会役員は会務執行の方針を企画する。

(第8章 地区委員)

第13条 地区委員の選出と任務は、次の通りとする。

1. 地区委員は各地区正会員の中より選出する。
2. 地区委員は各地区において本会の目的達成のための活動を行う。

(第9章 専門委員会)

第14条 本会に次の専門委員会を置き、地区委員はいずれかの委員会に属する。

1. 地区長会(委員長は当該年度の会計監査を兼務する)
2. **安全・生活委員会**

第15条 専門委員会ごとに委員長、副委員長を選出する。委員長、副委員長は活動計画の推進にあたる。

第16条 専門委員会は、本会の目的をめざして次のような活動に努める。

1. 地区内の連絡調整
2. 生徒の校外補導、不良物件の除去
3. 交通安全指導、降雪時に通学路の融雪剤をまく
4. 教育活動の充実と改善
5. 広報活動(広報委員作成の広報は年間二回とし、そのうち一回目は学級写真・職員写真を主とし、二回目は一年間の学校行事の紹介とする)
6. 会員の研修活動(学校公開日・学校行事などへの積極的な参加の啓発)
7. 学校行事と学級PTAの活動
8. 必要に応じ、その他の活動を設けることができる。

(第10章 代議員会)

第17条 代議員の選出と任務は、次の通りとする。

1. 代議員の構成は次の通りとする。
 - ① 各地区の地区委員の代表(地区長)
 - ② **安全・生活委員会の正または副委員長(引き継ぎの会は正副委員長2名の参加)**
2. 代議員は事業計画、予算編成等、本会の運営に協力する。
3. 代議員会は総会にかわる決議機関である。
4. 2年連続の代議員は免除することができる。
5. 本部役員は今後代議員に選出されない。

市

(第11章 総会)

第18条 総会は、本会の共通確認・共通理解の場であり、全会員をもって構成される。

第19条 総会は、毎年1回(学年始め)とし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

なお、総会の議事進行において、報告等は紙面による提案でスリム化を図る。質疑については事務局(教頭)に問い合わせをする。周知すべきことは、後日紙面やすぐメールで報告する。

第20条 総会は、全会員の3分の1以上の出席を以て成立する。(委任状を含む)

会員の共通確認・共通理解の場であるので、各家庭から1名参加することが望ましい。

第21条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、また、会員の3分の1以上の同意をもって要求があったとき招集する。

(第12章 顧問)

第22条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は学校長及び前会長とし、任期は1年とする。
2. 顧問は会長の招集に応じ各会議に出席して意見を述べるができる。

(第13章 規約改正)

第23条 規約は代議員会の場で検討し、改正することができる。なお、改正の経緯については会員に報告する。

(第14章 付則)

第24条 会費の納入等の事務については別に定める。

本規約は、昭和54年5月9日より施行する。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 昭和55年4月30日規約改正 | 2. 昭和57年4月28日規約改正 |
| 3. 昭和58年4月28日規約改正 | 4. 平成3年4月28日規約改正 |
| 5. 平成5年4月17日規約改正 | 6. 平成7年4月22日規約改正 |
| 7. 平成12年4月22日規約改正 | 8. 平成13年4月28日文言の改正 |
| 9. 平成20年4月26日規約改正 | 10. 平成23年4月27日規約改正 |
| 11. 平成24年4月27日規約改正 | 12. 平成28年4月22日規約改正 |
| 13. 平成31年4月26日規約改正 | 14. 令和3年12月3日規約改正 |
| 15. 令和4年12月規約改正 | 16. 令和7年3月規約改正 |

家庭教育学級については、教頭が顧問となる。副会長1名が家庭教育学級長となる。会員全員を家庭教育学級生とし、市が企画するものから参加する講座を選び、参加者を募る。

西可児中学校PTA旅費規程

1. 目的

この規程は、PTA規約第2条第4項に定める活動に関し、PTA会員が出張した場合の旅費に関する事項を定めるものである。

2. 定義

この規程で旅費とは、燃料代、運賃等の実費相当額のことをいう。

3. 支給金額

- (1) 旅費は、次の表に定める区分により、燃料代、運賃等を負担した会員に支給する。

おおよその直線距離	支給金額	主な該当地域
5km未満	200円	可児市内、美濃加茂市
～10km未満	400円	御嵩町、川辺町、富加町、坂祝町
～20km未満	700円	八百津町、七宗町、多治見市、土岐市、各務原市、関市、美濃市
～30km未満	1,000円	白川町、瑞浪市、岐阜市、名古屋市
～40km未満	1,400円	東白川村、恵那市、大垣市

- (2) 西可児中校区内の出張、会議については、支給対象外とする。

- (3) 上記以外の場合は、本部役員が協議し支給する。

4. 旅費の請求

旅費は所定の手続きにより、実績に基づき支給する。

ただし、やむを得ない場合は、前渡しする。

5. 規程の改正

この規程は、代議員会の3分の2以上の賛成をもって改廃することができる。

6. 付則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

1. 平成25年4月1日より規程改正

西可児中学校PTA慶弔規程

1. 目的

西可児中学校PTA規約第2条5項に基づいて、会員の慶弔及び傷病見舞いについて基準を定めるものである。

2. 方法

- (1) 会員、生徒、学校職員が長期にわたって療養する場合には、傷病見舞いをする。見舞金等については、その都度本部役員会で協議決定する。

- (2) 会員等の死亡に対しては、以下の規程による。

- ① 会員、生徒の場合は、会員の代表が淋し見舞いをする。会員、生徒の代表が会葬、生花一基（学校とあわせて一対）香典5,000円を供える。

- ② 学校職員の一親等の場合は、代表が会葬し、生花一基と香典5,000円を供える。

- ③ 上記以外の公職関係者等の場合は、その都度本部役員会で協議決定する。

- (3) 会員が災害にあった場合は、以下の規程による。

- ① 会員、生徒の被災に対する見舞は本部役員会で協議決定する。災害状況によっては代議員会にはかり、全会員に対し見舞いの金品の供出を要請する。

- ② その他、必要な場合は本部役員で協議決定する。

3. 規程の改正

この規程は、代議員会の3分の2以上の賛成を得て改廃することができる。

4. 付則

この規程は、平成22度4月1日より施行する。

可児市立西可児中学校
保護者 様

可児市立西可児中学校

警報発令時における対応について（お願い）

警報発令時の対応については、よく読んで対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 「特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水警報のいずれかが発令された場合」における対応についての原則は次の通りです。（※「特別警報」とは、最大限の警戒を要する警報です。）

(1) 生徒が登校する以前に警報（上記の警報）が発令された場合

- ア 警報が解除されるまで家庭で待機させてください。
- イ 始業時刻（８：１５）の２時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させてください。
- ウ 始業時刻の２時間前から午前１１時までには警報が解除された場合は、解除後２時間を経てから授業を開始します。
- エ 午前１１時を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とします。
- オ ただし、通学路の状況に危険が認められる場合は、学校独自の判断で、家庭待機、臨時休業等の措置をとる場合があります。

(2) 生徒が登校してから、警報（上記の警報）が発表された場合

- ア 警報発表中又は警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とします。
- イ 警報発表後に帰宅させる場合には、警報解除後を原則とします。その際、通学路の居住地域の安全を確認したうえで、帰宅させます。

(3) 生徒の登下校中に、警報（上記の警報）が発表された場合

- ア 原則として、発令を知った時点で学校又は自宅の近い方に行くように指導をします。
- イ ご家庭でも日頃から、通学路における非常時の行動の仕方を指導しておいてくださるよう、お願いします。

(4) 警報（上記の警報）の発表が予想される場合

気象状況（台風の位置、規模、進行状況、速度等）、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長又は教育委員会が警報発表に先立って、休業や授業の打ち切りを決定することがあります。その場合は、防災無線、すぐメール等で連絡をします。

2 警報には次のようなものがあります。

- (1) 特別警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 大雨警報 (5) 洪水警報 (6) 大雪警報

3 大雪警報が発表されている場合の対応について

可児市においては、大雪警報が発表されていても上記2の(1)～(5)の警報が発表されていない場合は、原則として平常どおり授業を実施します。市内全域が危険な状態と判断した場合は、教育委員会が自宅待機や臨時休業等の措置を講ずることがあります。

非常警報発令時の給食の対応について

給食の取扱について

- ・ 午前８時までに警報が解除された場合は、平常の給食を実施します。
- ・ 午前１１時までに警報が解除された場合は、パンまたは米飯・牛乳程度の簡単なものを用意します。

気象警報時における休業及び登下校等の対応について

可児市教育委員会

1 登校前 可児市に「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表されている場合

- (1) 警報が解除されるまで家庭において待機させてください。
- (2) 始業時刻の2時間前までに、警報が解除された場合
⇒《平常通りの授業を行います》
- (3) 始業時刻の2時間前から午前11時の時点で警報が解除された場合
⇒《解除から2時間後に当日の授業を行います》
※(2)(3)の場合において、道路、橋の冠水や損壊、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊等で危険な場合には登校を見合わせます。その場合は、学校へ連絡してください。
- (4) 午前11時の時点で警報が解除されない場合
⇒《休業とする》

給食の対応

- ①午前7時30分の時点で解除されている場合
⇒通常献立の給食になります。
- ②午前10時の時点で解除されている場合
⇒可能な給食:簡易給食(主食と牛乳)
または救給カレーと牛乳で対応します。
- ③午前11時の時点で警報が解除されている場合
⇒家庭で食事を済ませて登校します。

2 登校後 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

- (1) 警報発表中、または警報の発表が予想される場合(原則、学校に待機させます)
- (2) 警報発表後、帰宅させる場合(原則、警報解除後、「引率による集団下校」「学校での保護者への引き渡し」等の判断をして、「【学校】すぐメール」等で連絡します)

3 登下校中 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」が発表された場合

- (1) 発表を知った時点で、学校または自宅の近い方に行く。状況によっては、最寄りの公共施設や110番の家に一時的避難する。
- (2) 日常の安全指導の中で、どう判断するかを指導徹底しておきます。

4 予想 「特別警報または暴風・暴風雪・大雨・洪水の各警報」の発表が予想される場合

- (1) 気象状況(台風の中心位置、規模、進行方向、速度など)、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長または教育委員会が警報発表に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがあります。
- (2) 校長が始業前に休業を決定した場合には、児童・生徒や保護者へ確実に連絡します。

5 大雪 「大雪警報」が発表されている場合

- (1) 可児市においては、大雪警報のみの発表では、自宅待機とせず平常通りの授業を行います。
- (2) 市内全域が危険な状態と判断した場合には、教育委員会は自宅待機や臨時休業等の措置をとります。

6 校区判断 校区の状況により、校長が対応を判断する場合

- (1) 校区の河川水位が警戒水位に達している場合(今後、達する可能性がある場合)
- (2) 土砂災害警戒情報や竜巻注意情報が発表されている場合(今後、発表されるおそれがある場合)
- (3) 安全に登下校できないと判断される場合(通学路の冠水、損壊、土砂崩れ、降雪による凍結)

令和7年4月1日

各PTA会員様

可児市PTA連合会
会長 岩井 淳
可児市立西可児中学校PTA
会長 稲垣 こずえ

可児市PTA連合会

ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針について

日頃より、PTA活動につき格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

“情報社会”と言われている世の中において、近年では「Society 5.0」と言われる社会が提唱されています。大人であり、保護者である私たちですら認知し理解することも困難なくらい加速している時代と感じています。

さて、可児市PTA連合会では子どもたちに安心、安全にインターネット社会と関わっていくために「ケータイ・ネットに関する家庭のルール指針」を制定しています。

また、昨今はゲーム機がネット接続可能となるなど、さまざまな機器から有害情報に近づく危険性が広がってきており、子どもたちが被害を受ける可能性も高まっています。

スマホやゲームは保護者の判断において子どもに手渡しています。

できるだけ手渡す前に、子どもたちにどんな危険があるのか？保護者として情報モラルについて学びましょう。もちろん、手渡してから子どもと一緒に向き合い、話をしながら学んでいくことが大切だと思います。

親子で正しく ICT 機器やインターネットを使いこなせるようになるにはどうしたらよいかなどを話し合うこと。約束、ルールを決めること。その際には、当指針を基に「子どもといっしょに」ルールを考え、使用に際しては常に子どもたちを見守る、声掛けなど配慮をお願いします。

なお、この指針は以下の要件を前提とします。

主な危険やトラブル

1. 動画など、画面の見過ぎによる身体への影響
2. ネット上での文字だけのやり取りやメールでの誹謗中傷やいじめ
3. SNS などに載せた画像や住所、電話番号など個人情報の流出
4. SNS を通じて知り合った人からの誘い出しによる被害
5. 無料ゲームサイトなどで意図しない課金、有料サービスの利用
6. 「闇バイト」等情報によりアルバイト感覚で犯罪に加担

子どもを守るために保護者ができる5つのポイント

1. ペアレントコントロール
2. フィルタリングを利用する
3. ルール作り
4. ルールは破られるものとして、根気よく子どもと向き合い話し合ってください
5. いつでも相談・話せる大人が近くにいるということを伝えましょう

参考サイト

総務省 上手にネットと付き合いおう！	文科省 情報モラル学習サイト	警視庁 インターネットトラブル	ネット安全・安心 ぎふコンソーシアム
トラブル事例集あり 子どもと向き合い、話し合い、 ルールを作るきっかけに	小1～高3までに応じた出題 があり楽しく勉強するような 感覚で学べる	様々な事例を掲載	自律的なインターネット 利用を目指して リーフレット
			

ネット接続機器に関する家庭のルール指針

～親子で考え、親子で守ろう家庭のルール～

1. 食事中は使用しません。
2. ネット接続機器の使用場所や時間の約束を守ります。
3. 人の迷惑になるような場所での使用や『ながらスマホ』をしません。
4. フィルタリングをかけて使用し、危険性のあるサイトへは接続しません。
5. 心当たりのない SNS やメールにアクセスしません。また、不審なメール（送信者不明のメールや知らない人からのメール）が来たときは、速やかに保護者に報告します。
6. 学校へは持ち込みません。
7. ブログやプロフ、メールなどに友だちの悪口を書き込むなど、他人を傷つけるような使い方はしません。
8. 自分や友だちの氏名、住所、電話番号などを掲示板などに公開しません。
9. SNS やメールによるいじめなど、トラブルや心配ごとがあったらすぐに保護者や先生に相談します。

※ 上記の家庭のルール指針を参考にして各家庭で話し合い、わが家のルールを決めましょう。

わが家のルール

1.
2.
3.

企画進行中

小劇場

感謝の会
地域の人へ
「ありがとう」
を伝えたい

テーマ
みんなで
楽しもう!!

小劇場

アトラクション
子どもたちの
活躍の場!!

小劇場ホワイエ

ワークショップ
AED 体験

保護者・先生
地域のみなさまへ
子連れ参加 O.K!

“第43回 可児市PTAフォーラム”

令和7年6月28日(土)
可児市文化創造センター・アーラ
小劇場 ・ 小劇場ホワイエ
12:00~16:00

小劇場

PTA 実践発表
広見小学校
中部中学校

小劇場

座談会(仮)
イエナプラン教育から学ぶ
岐阜市立藍川東中学校
松岡校長先生をお招きして
「家庭での声掛け」

小劇場ホワイエ

出店予定

主催 可児市PTA連合会
後援 可児市教育委員会



岐阜P連第124号
令和7年2月12日

各単位PTA会長 様
各学校長 様
各PTA事務担当者 様

岐阜県PTA連合会
会長 阿部 雄介

機関誌「わが子のあゆみ」購読募集と購読申込票配付のお願い

平素より、岐阜県PTA連合会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
今年度の、機関誌「わが子のあゆみ」の購読募集を行います。個人購読申込票をお送りいたしますので必要に応じて印刷・ご配布いただき、購読数のとりまとめを下記の通りお願い申し上げます。

1、PRのお願い

添付の「個人購読募集チラシ」をPTA総会資料の一部として綴じていただき、会長様から会員の皆様へ個人購読をお勧めいただきたくお願い申し上げます。

2、募集期間は5月12日（月）まで。2次募集（7月）を予定しています。

各単位PTAでの購読募集期間を、5月12日（月）までとさせていただきます。5月16日（金）までに、PTA単位の購読数と共に、個人購読とPTA会費購読の内訳を、貴都市PTA連合会事務局へご報告ください。

また、夏号発行後、実際に本誌をご覧になった上でのお申し込みが出来るよう、2次募集を行う予定です。改めてご案内いたします。

3、発行回数 年間3回（夏号・秋冬号・春号）です。

4、購読費 年間購読費は（3冊）1,000円（税込み・1冊340円）です。

5、購読促進PR「ポスター」～早く届いて、ゆっくり読める、個人購読を～

「ポスター」を制作しました。「ポスター」は、各学校の掲示板等に常時貼っていただくものです。添付資料をプリントしてご活用ください。

6、バックナンバーはホームページで

「わが子のあゆみ」のバックナンバーは、岐阜県PTA連合会のホームページでご覧いただけます。「わが子のあゆみ」を検索して、ご活用ください。

7、原稿、資料のご提供、よろしくお願いいたします

「わが子のあゆみ」は単位PTA、各学校の皆様のご理解のうで成り立っています。原稿・資料をご依頼することがありますので、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先	岐阜県PTA連合会「わが子のあゆみ」編集部
電話	(058) 262-3257 担当：酒井 昌代

県内各PTAの皆様へ

～『学校理解とよりよい自分育ち』のために～

「早く届いて、ゆっくり読める」個人購読をお勧めしています。

1冊340円・年(3回発行)1,000円

各单位PTA	会長	各位
各单位PTA事務局	担当者	各位
各郡市PTA	会長	各位
各郡市子育て委員会	代表	各位
各郡市PTA事務局	担当者	各位

私たち岐阜県PTA連合会では、家庭と学校が地域の方々とともに子どもたちの健やかな成長を願って、子育て情報誌「わが子のあゆみ」を7月から翌年3月までに3回(夏号・秋冬号・春号)発行しています。

多くの学校では、PTA会費でご購入いただき、クラスや地域単位で回覧購読がなされていますが、「次の方に気遣いして、ゆっくり読めない」のが実情のようです。そこで、回覧の場合には7人以下で1冊を、回覧をしていないPTAでは、個人購読申し込みをお勧めしています。

「わが子のあゆみ」は昭和26年に創刊された、全国でも唯一PTAの手で発行している「学校理解と自分育ち」の子育て情報誌です。一人でも多くの皆様に読んでいただくために、各郡市のPTA会長会でご協議をお願いしています。「わが子のあゆみ」を読んで、心豊かに子育てをしましょう。

岐阜県PTA連合会

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌

わが子のあゆみ

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

- ◇子育てで「視野が広がる」「忍耐力が身に付く」「責任感が培われる」といったスキルが磨かれます。(親の背中 7月号)
- ◇子供たちには、「実物」に直接触れ、「人と関わり」ながら学ぶことの楽しさを感じてほしい。(教育の窓 7月号)
- ◇「あれしなさい」「これしなさい」「あれするな」「これするな」とばかり言われ続けて育った子供は、そのうち「息をなさい」と言わなければ呼吸さえしなくなるだろう。(特集 9月号)
- ◇豊かな感性を育むための四体験とは・・・「二極対立体験」「境目体験」「追体験」「原体験」(みんなで家庭教育 9月号)
- ◇子供は親の背中を見て育つと言われますが、親も子供からいろんなことを教えてもらい、成長させてもらえると私は感じました。(リレーエッセイ 9月号)
- ◇先生方が子供たちに寄り添い、教育を通じて彼らの可能性を引き出してくださることに感謝の気持ちでいっぱいです。(先生ありがとう 11月号)
- ◇私たち親世代も時代に合った価値観にアップグレードしていく必要があります。(親の願い 11月号)



岐阜県PTAで作る

わが子のあゆみ

個人購読募集

早く届いてゆっくり読める個人購読を!



親子で、読んで
会話がはずむ!



子育てで親ができることは？娘のオリンピック出場後、色々な場面で選手の母親として質問されることがあった。あれこれ考え、子ども達と共に過ごした日々を思い出し、大事にしたことは・・・。「食べる力・考える力・自分でいる力」この3つを養うことだった。

家庭にある身近な物でできる科学実験を特集しました。親子で一緒に考え、より良いものを目指して改善していくといった「主体的・対話的な学び」に、ぜひ家族で挑戦してみてください。

「続・親子でサイエンス!」

前岐阜市教育長・元岐阜大学客員教授の早川 三根夫さんによる「清流の国 ぎふ大会」第一分科会での講演を特集します。

「データと科学で証明する こころまでわかった家庭教育(抜粋)」

京都大卒で、リオ五輪代表の中嶋(旧姓:竹内)亜弥選手の母である竹内淑子氏による「文武両道」の子育て論について特集します。

「オリンピック7人制ラグビー女子日本代表を目指した娘と共に『食べる力・考える力・自分でいる力』」

夏号 オリリンピック7人制ラグビー女子日本代表を目指した娘と共に
秋冬号 データと科学で証明する こころまでわかった家庭教育(抜粋)
春号 続・親子でサイエンス

特集(予定)

令和7年度の特集内容(予定)

子育て情報機関誌

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残る言葉》

- ◇学校、家庭、地域社会が、互いに敬意と感謝の気持ちを忘れずに関わり続けることが大切です。(みんな、いっしょに 7月号)
- ◇今の頑張りが自分や皆を耀かせる花となり、この踏ん張りが自分や皆を守る山になる。(1冊の本 7月号)
- ◇「あれしなさい」「これしなさい」「あれするな」「これするな」とばかり言われ続けて育った子供は、そのうち「息をしなさい」と言わなければ呼吸さえしなくなるだろう。(特集 9月号)
- ◇「千恵さん、先生になったらいいじゃないか。」言われた当時は、そんな気はまったくなく、笑って否定していた言葉が、なぜか頭に残って離れなくなった。(私の先生 9月号)
- ◇1年生から6年生まで、全ての児童が大回転(スキー)に挑む姿は圧巻です。(学校のたからもの 11月号) ◇机に向かって問題を解いたり、漢字や英単語、年号を覚えたりすることはもちろん大切なことですが、これだけが勉強ではないと思うのです。(みんなで家庭教育 11月号)
- ◇私が教師をしている中で今も大切にしている言葉があります。「正解の道を選ぶよりも、自分の選んだ道を正解にする。」(私の先生 1月号)

◆1冊340円、年3冊発行(1,000円)。お申込みは=各学校のPTA担当の先生。

◆お問い合わせは=岐阜県PTA連合会事務局 ☎058(262)3257まで。

お父さんも
お母さんも

読んでね!

1冊340円 年間3冊1,000円

個人購読募集

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌

わが子のあゆみ

「わが子のあゆみ」で出会った《心に残るステキな言葉》

- ◇子育てで「視野が広がる」「忍耐力がつく」「責任感が培われる」等、親としても社会人としても必要なスキルが磨かれます。(親の背中7月号)
- ◇スマホやタブレットで検索すれば「答え」がわかる時代。「実物」に直接触れ、人と関わりながら学ぶ楽しさを感じてほしい。(教育の窓7月号)
- ◇家事を手伝う子供達に「ありがとう、助かった」と感謝の言葉を伝え続けたい。(わが家の約束7月号)
- ◇私に教員を志すきっかけをくださったのは中学校でお世話になった三人の担任の先生だった。(私の先生9月号)
- ◇生成AIが子供たちに与える影響について、どう感じますか?(親の願い9月号)
- ◇全校児童が2月の「高北カップスキー大会」に臨みます。1年生から6年生まで、すべての児童が大回転に挑む姿は圧巻です。(学校のたからもの 11月号)



7月号 (岐阜市立網代小)



9月号 (高山市立宮小)



11月号 (海津市立平田中)



1月号 (各務原市立鵜沼第二小)

購読申込票

☆1次募集

5月12日(月)まで

☆2次募集

7月18日(金)まで

☆各学校のPTA担当の先生まで提出してください。

年 組 児童・生徒氏名

わが子の あゆみ

年間3冊分(夏号・秋冬号・春号)

1,000円(税込)をそえて申込みます。

保護者
氏 名

岐阜県PTA見舞金給付会について

(会員配付用)

①見舞金給付とは

- PTAが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。



②損害賠償責任保険にも加入しています。

- PTAが主催・共催する活動中に、その管理や運営に不備があり、他人の身体や財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合、委託保険会社から保険金が支払われます。

③災害や事故が発生した場合、速やかに報告書の提出(FAXによる送信)を

- 傷害事故や賠償責任事故が発生した場合の報告書は、被災者自身ではなく被災者が所属するPTA会長となっていますが、実務は教頭先生にお願いしています。災害発生時は、速やかに報告書の提出をお願いします。

④傷害に対する給金の種類・賠償責任事故に対する保険金の種類

- 傷害に対しては、①通院見舞金 ②入院見舞金 ③手術見舞金 ④後遺障害見舞金 ⑤死亡弔慰金 を給付します。
- 賠償事故の場合、①対人 ②対物 ③借用物 に対し、委託保険会社から直接保険金が支払われます。



⑤給付金や保険金の決定(審査会)

- 見舞金や弔慰金等の給付額については、『岐阜県PTA見舞金給付会手引(毎年、各学校に配布)』及び『岐阜県PTA連合会のHP』に掲載しています。そちらを是非ご参照ください。
- 見舞金給付については、岐阜県PTA連合会の特別委員会である「審査会(定期的に開催)」で、給付額等を審査・決定する仕組みになっています。
- 賠償事故については、保険金額の決定や支払等の対応すべてを委託保険会社に委託しています。

⑥事故発生から給付(支払)までの流れ

- ① PTA主催・共催活動直後には、事故(傷害事故・賠償責任事故)の有無を必ず確認してください。
- ② 傷害事故、賠償事故があった場合、速やかに報告書を作成し、FAXでお送りください。
(報告期限を過ぎると給付できません。)
- ③ FAX受信後、今後の手続きなどを文書(メールまたはFAX)でお知らせします。
- ④ 治療が完了した場合、速やかに『給付申請書』等の必要書類を郵送してください。
- ⑤ 見舞金は、PTA名義の口座に振り込みます。同時に給付通知も郵送します。
- ⑥ 賠償事故に場合の保険金は、委託保険会社から直接、ご指定の口座に振り込まれます。



【詳しくは、『岐阜県PTA連合会のホームページ』をご参照ください。】



どうしよう！

PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中
に骨折した。

PTA主催の資源回収活動
中、使っていた刃物で指を切
った。

学校の運動会后、テントの片
付け作業中、支柱が頭に当
たり、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳び
でアキレス腱を痛め、手術
を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流
会で、足首を痛めた。

●賠償責任保険にも加入しています。

PTA主催の学校環境整備作業で木
の枝を切っていたら、隣接工場の屋根
を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259